

第1班 「小矢部まちづくり役場の創設について」

班 員：☆島津、村上、萩沢、大沼 (☆:班長)

1. 提案理由

私たちは「まちづくり研究会委員」として、2年間にわたり今までの小矢部市、これからの小矢部市について考えてきました。

これまでの小矢部市のまちづくりは、第1章で述べたことに加え、全国有数の共働き率を示していることもあり、市民主体というよりは行政や商工会が担ってきた面があります。それに対して、まちづくりに参画したいという市民の活動なども近年活発になってきたものの、その活動範囲は自分たちの想いの範囲のみであり、各団体が個々に活動し、それらをコーディネートする機関もないため、行政等も含めた小矢部市としての一体的なまちづくりが行われているとは言いがたい状況となっています。その結果、市としての一体的なまちづくりのビジョンが不明確になっているといえます。

一方、小矢部市の歴史を振り返ったとき、今でも2つの商業地域と2つの商工会があり、40数年前の合併のしこりが未だに残っていることを感じさせます。このことにより、市が受けているダメージについても私たちは検討しました。

これらの研究を踏まえて、私たちは、これからの小矢部市を担うべき世代の私たちがすべきこと・できることを検討しました。その結果、私たちが生まれ育ち、愛すべきこの小矢部市のまちづくりを一体的に捉え、まちづくりに対するそれぞれの想いを将来にわたるビジョンをもって重ね合わせ実現していくことが必要だと思い、そのために「まちづくり役場」を設置してはどうかと考えるに至りました。

まちづくり役場の創設を具体的に考えたとき、まず、できるだけたくさんの方を巻き込んで、たくさんの方々が参画できるものにしたいと考えました。そのため、どこにどのような内容でどんな規模のものがあればいいのか、どのような人員がどのくらい必要か、など検討を重ねることになりました。一方、この報告書を提出するにあたり、まちづくり役場が報告書を出すだけで設置に至らなかったとき、私たちはどうするのかも考えました。私たちは仕方ないと諦めることができるのか、小矢部市の将来のために何とかして実現したいと思うのか、どのようなものなら自分たちで設置して運営していけるのか、様々な角度から、私たち自身の考え方、将来にわたる意欲が試されるように思いました。これらの経過を経て、私たちは市民と行政の協働を謳うからこそ、その実現は、様々な補助をあてにするというよりは、実現・経営が可能な具体性のあるものにしたいと考えるようになりました。

実際の設置場所や規模を考える上で、当初は市のメイン施設であるクロスラ

ンドや、桜町遺跡の近くがまちづくり役場の設置目的である「市民の気持ちと力の集約」ができるように思いました。しかし、実現可能性と運営方法を検討すると、それらの場所ではどうしても行政の補助に頼らなくては運営できないと思われる上、社会資源として生かしたい石動駅からも遠く、運営効率が悪いようにも思われ、更に検討を重ねることになりました。

一方、小矢部市は行財政改革を推進し、指定管理者制度を導入しています。まちづくり役場の実現は、この制度が利用できれば自主的運営が可能になるのではと考えました。そこで、今後指定管理者制度の導入の可能性がある施設をいくつか検討し、それぞれの可能性について検討しました。その中で私たちは「総合会館」に着目しました。総合会館は、市街地にありながら駐車場や体育館もあり、小矢部市民にはゆかりの深い施設です。今後指定管理者制度の対象となる可能性があるなら、ここを拠点にすれば、現実的な自主的運営が可能になると考えました。

2. 小矢部まちづくり役場の概要

* 所在地・・・小矢部市城山町1番1号
(現総合会館)

* 設置目的・・・小矢部市における市民と行政が行うさまざまなまちづくり活動の拠点として、小矢部市のまちづくりに対する意見を集約し、実現可能なものについては市民自らが行動し、将来的な合併や道州制も視野に入れ、個性的な小矢部市を創造する機関として、まちづくり役場を設置する。



総合会館1階入口

* 運営主体・・・まちづくり役場運営協議会



1階 自習室 (総合会館)

* 構成組織・・・小矢部市観光協会・小矢部市曳山連盟・小矢部市獅子舞連盟・津沢夜高まつり実行委員会・おやべ祭実行委員会・おやべ情報発信委員会・その他農業でまちづくりを行おうとする個人や団体等まちづくりに意欲のある小矢部市民

- * 機能・・・①各まちづくり団体の活動拠点
 - ②各まちづくり団体の連携拠点・コーディネート機能
 - ③観光拠点基地・良さのPR機能
 - ④情報発信基地
 - ⑤24時間使用可能な会議室の提供
 - ⑥まちづくり学術研究機能（セミナーの開催等）
 - ⑦これからまちづくりを行おうとする個人や団体への支援・コーディネート
 - ⑧まちづくりに対する市民の意見目安箱（「あったらいいな」を実現）→必要があれば行政に提言
 - ⑨誇れるまちづくりを目指す諸活動への支援
 - ⑩その他、まちづくりに関するあらゆる活動

- * 職員・・・・・・2名程度の常勤職員

- * 職員の役割
 - まちづくり役場職員
 - 観光協会職員としての営業活動等
 - 情報発信窓口
 - 構成団体の事務局
 - 総合会館の管理
 - その他、まちづくりに関して市民の意見を聞き実現可能なものには実現できるよう努力すること等。

→以上のことを職員に求めるため、職員は以下のような人材を予定

- ・小矢部市に深い愛情があり、まちづくりに携わりたい人
- ・旅行代理店・広告代理店に勤めたことのある方
- ・小矢部市の祭りやイベントに携わったことのある方
- ・まちづくり団体・各種地域団体で活動経験のある方

- * 運営方法・・・○各構成組織より職員人件費の一部を出し合う。
 - 貸室料収入
 - 指定管理料
 - 各まちづくり団体に対し、年間を通して一部部屋を事務局として貸し出す家賃収入
 - まちづくり役場設立・運営趣旨に賛同していただける方の賛助金（市民・市出身者・企業等）

3. 「小矢部まちづくり役場」の実現にあたって

これまで述べた、「小矢部まちづくり役場」の実現は、市民主体の自治の実現の一步だと私たちは考えます。国の三位一体改革や地方分権がますます進展し、基礎的単位として市町村の市民に対し果たすべき役割や責任は、従来にも増して大きくなってきています。

その社会情勢の中、単独市政を選択し、厳しい行財政改革を余儀なく迫られる小矢部市の状況下で、市民が「住んでいてよかった」と思えるまちづくりを実現するには、行政の努力はもちろん不可欠ですが、それに加えて、たくさんの市民が参加し、市民が主体的にまちづくりに携わり、満足感・充実感を得ることが重要です。

折りしも、もうすぐ2007年問題と言われる、今まで社会の第一線で働いていた団塊の世代の方の大量退職が起こり、今まで会社で1日の大半の時間を過ごしてこられたたくさんの市民が、自分を活かす場所を地域に求められると思われれます。そのような方々の意欲も、今後の「小矢部市のまちづくり」に活かし、将来「小矢部まちづくり役場」がまちづくりに限らず、例えば、行政運営のアウトソーシングの受け皿となりうるような、市民活動につながればと考えます。

一方、市行政としても市民主体の自治を、今後も市の基本目標としていただきたく、小矢部市市政運営基本条例（案）の制定を提言し、第1班の報告といたします。

小矢部市市政運営基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 まちづくりは、市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進することを基本理念とする。

（まちづくり活動の支援）

第3条 市は、基本理念に基づき、市民主体のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、市民によるまちづくり活動を支援するものとする。

（情報の共有）

第4条 市は市民が参画する市政を推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度を踏まえ、市政に関する情報を分かりやすく提供し、市民との情報の共有化に努めるものとする。

（市民参画）

第5条 市は、市政運営に市民の意見を積極的に反映するよう、市民の市政への参画のために必要な措置を講じるものとする。